

総務委員会議案説明資料

令和2年3月24日

件名	頁
1 第58号議案 足立区長等の給料の特例に関する条例・・・・・・・・・・	2

(総務部)

第 5 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 2 4 日

件 名	足立区長等の給料の特例に関する条例						
所管部課名	総務部 総務課						
内 容	<p>1 概要 令和元年 1 1 月 2 2 日、教育委員会事務局職員が収賄の容疑で逮捕された。 この事件を重く受け止め、区長、副区長、教育長がその監督責任と区民への陳謝の意を表するとともに、自ら厳しい姿勢を示すため、特別職の給与を減額する。</p> <p>2 内容 区長、副区長、教育長の給料月額を次のとおり減額する。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>区長・教育長・・・</td> <td>令和 2 年 4 月分、5 月分</td> <td>5 0 %</td> </tr> <tr> <td>副 区 長・・・</td> <td>令和 2 年 4 月分、5 月分</td> <td>3 0 %</td> </tr> </table> <p>3 条例案 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p>	区長・教育長・・・	令和 2 年 4 月分、5 月分	5 0 %	副 区 長・・・	令和 2 年 4 月分、5 月分	3 0 %
区長・教育長・・・	令和 2 年 4 月分、5 月分	5 0 %					
副 区 長・・・	令和 2 年 4 月分、5 月分	3 0 %					
今後の方針	この事件を契機に職員の更なる綱紀粛正を図り、区民の区政に対する信頼回復に努める。						

足立区長等の給料の特例に関する条例（案）

（区長等の給料月額）

第1条 足立区長等の給料等に関する条例（昭和31年足立区条例第13号）第2条の規定にかかわらず、区長及び教育委員会教育長の給料の月額は、同条例別表第1に掲げる区長及び教育委員会教育長の給料月額からその10分の5に相当する額を減じて得た額とし、副区長の給料の月額は、同表に掲げる副区長の給料月額からその10分の3に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条例第4条及び足立区長等の退職手当に関する条例（昭和34年足立区条例第4号）第3条の規定の適用については、この限りでない。

（端数計算）

第2条 前条により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、同年5月31日限り、その効力を失う。